

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

「後納制度」とは？

これまでは、国民年金保険料を納付できる期間は保険料の納期限（納付対象月の翌月末）から2年間となっていました。したが、平成23年8月10日に公布された年金確保支援法により、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料を納付できる期間が2年間から10年間に延長されることが決まりました。これを「後納制度」といいます。

後納制度のメリット

- ① 後納制度を利用することにより、将来受け取る年金額が増額できます。
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります。

国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

年金額アップ・年金の受給資格を得られる「後納制度」が始まります

- ③ 第三号被保険者期間の不整合記録で2年以上前の保険料未納期間について、納付することができます。

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満で、10年以内に未納期間や未加入期間をお持ちの方
 - ② 20歳以上65歳未満で、①の期間のほか国民年金の任意加入をしていた期間に未納期間がある方
 - ③ 65歳以上で、年金受給資格がなく①や②の期間がある方
- ※すでに老齢基礎年金を受給している方は利用することができません。

お申し込みいただく際の注意事項

- ① 古い月分から順番に納付することになります。
 - ② 保険料の追納と同様に、当時の保険料の額に一定の金額が加算されます。
- ※なお、後納制度を利用するためには事前のお申し込みが必要となり、利用できるか審査させていただくこととなります。審査の結果、後納保険料を

納付いただけない場合がございますので左記国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-0500
☎03-6731-2015

（050または070からはじまる電話でおかけになる方）

受付時間

月・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで

第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

（祝日、平成24年12月29日～平成25年1月3日はご利用いただけません）

■ お問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるもの（年金手帳等）をご用意ください。

年金役立ち情報！

「ねんきんネット」でいつでも最新の年金記録が確認できます！

利用するためには、「登録」が必要です

日本年金機構の「ねんきんネット」サービスでは、自分の年金記録がいつでもインターネットで確認できます。平成23年4月以降の「ねんきん定期便」を受け取った方は、「ねんきんキー」という17桁の数字を使って登録すれば、すぐにサービスを利用できます。

初めて「ねんきんネット」を利用するときは、日本年金機構ウェブサイトの「ねんきんネット」ページにアクセスし、「新規ご利用登録」を選びます。ご利用登録のページから、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレスなどの情報を入力して、登録を行ってください。

詳しくは「ねんきんネット」[URL](http://www.nenkin.go.jp/n_net/) http://www.nenkin.go.jp/n_net/のページをご覧ください。